

いつか来る大地震に備えて…

# 木造住宅耐震診断・ 耐震補強工事助成事業

江東区では、地震による建物倒壊等を心配されている区民のみなさんの不安を解消し、耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震に強いまちづくりを進めていくことを目的にこの事業を実施します。

平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅に、耐震化のための費用の一部を助成しています。

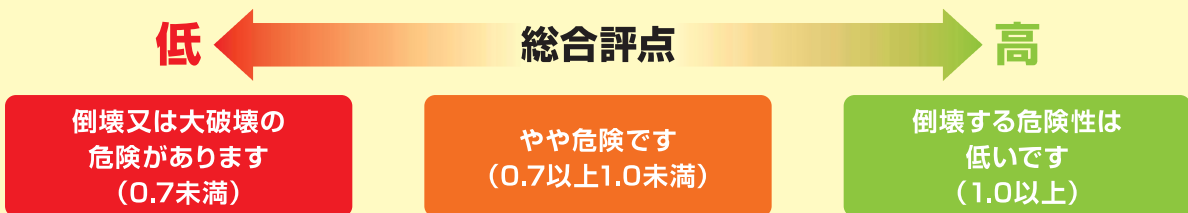


## 対象は…

- 対象物件が江東区内にあること。
- 平成12年5月31日以前に建築された建物であること。
- 申請者が対象物件の所有者であること。(木造住宅耐震診断は個人に限る)
- 木造平家又は2階建ての専用住宅、併用住宅、共同住宅、若しくは長屋であること。  
(昭和56年6月1日から平成12年5月31までに建築されたものは在来軸組構法に限る)
- 申請者が区民税等の滞納のない方であること。

## 無料 木造住宅耐震診断の耐震診断結果について

住まいの地震に対する安全性は、木造住宅耐震診断の診断結果である総合評点によって確認できます。診断結果によっては、次に木造耐震補強計画を行い、最終的には耐震補強工事を行うことをお勧めします。



# 木造住宅の耐震診断・耐震補強工事助成全体の流れ

## 無料 木造住宅耐震診断

この事業は、江東区が委託する診断機関(一般社団法人 東京都建築士事務所協会江東支部)が、区に登録した木造住宅耐震診断士を選任・派遣し、木造住宅耐震診断を無料で実施するものです。



木造住宅助成事業

▶詳しくは2Pへ

※昭和46年から昭和56年5月31日に建てられた木造住宅に対して、老朽建築物除却助成事業を申請される際の、事前の無料木造耐震診断受診は不要になりました。

危険性  
高

耐震補強を  
希望する場合…

危険性  
低

耐震性に問題はないと思われるので、木造耐震補強計画は不要です。

## 助成制度

### 木造耐震補強計画

木造耐震診断の結果、「地震に対する安全性が低い」と診断された場合には、耐震補強工事に向けた補強計画を立てることをお勧めします。この事業は補強計画の費用の一部を区が助成するものです。

※本区の実施する無料木造住宅耐震診断を受診していない木造住宅でも、所定の要件を満たすものに対して木造耐震補強計画の費用助成の申請が可能になりました。(要相談)

▶詳しくは3Pへ

※助成制度のご利用にあたり、対象要件の確認を行いますので、以下の書類のいずれかのご提示をお願いいたします。

・建築確認通知書、検査済証、台帳記載事項証明書など

## 助成制度

### 耐震補強工事

木造耐震補強計画を立てた後は、その内容に基づき耐震補強工事を行うことをお勧めします。この事業は、耐震補強工事の費用の一部を区が助成するものです。

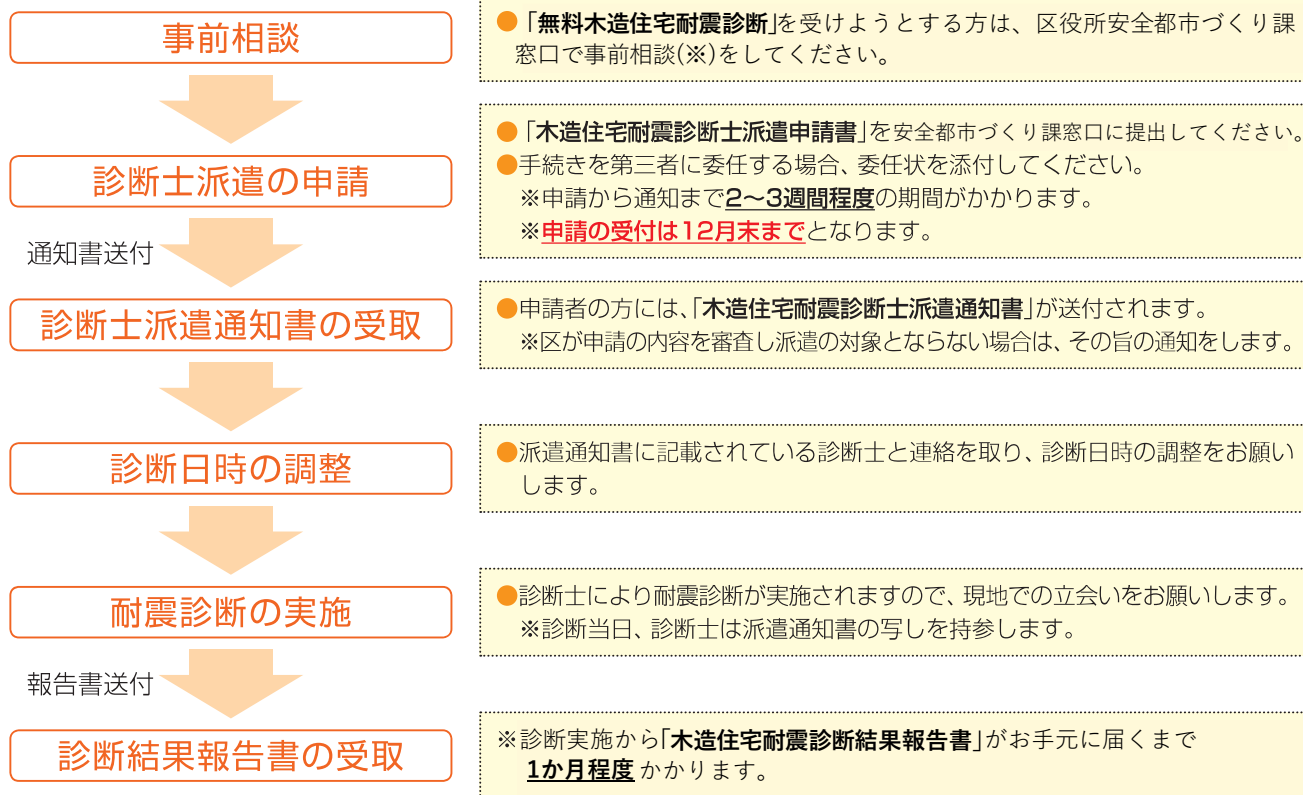
※区に登録した木造住宅耐震診断士以外の者が工事監理を行う耐震補強工事でも、所定の要件を満たすものに対して耐震補強工事の費用助成の申請が可能になりました。(要相談)

▶詳しくは5Pへ

無料

# 木造住宅耐震診断

## 無料木造住宅耐震診断の流れ



(※)事前相談にあたり、あらかじめ下記の書類で建築時期をご確認のうえ、窓口でご提示をお願いいたします。  
 → 建築確認通知書、検査済証、台帳記載事項証明書、建物の全部事項証明書、建物の固定資産税納税通知書など

## 申請・辞退に必要な書類一式

申請書類の種類	添付書類
木造住宅耐震診断士派遣申請書 (別記第1号様式)	①委任状(手続きを委任する場合に限る)
木造住宅耐震診断士派遣辞退届 (別記第4号様式)	●辞退届は窓口でお渡ししますので、辞退される場合はお手数ですが窓口までお越してください。

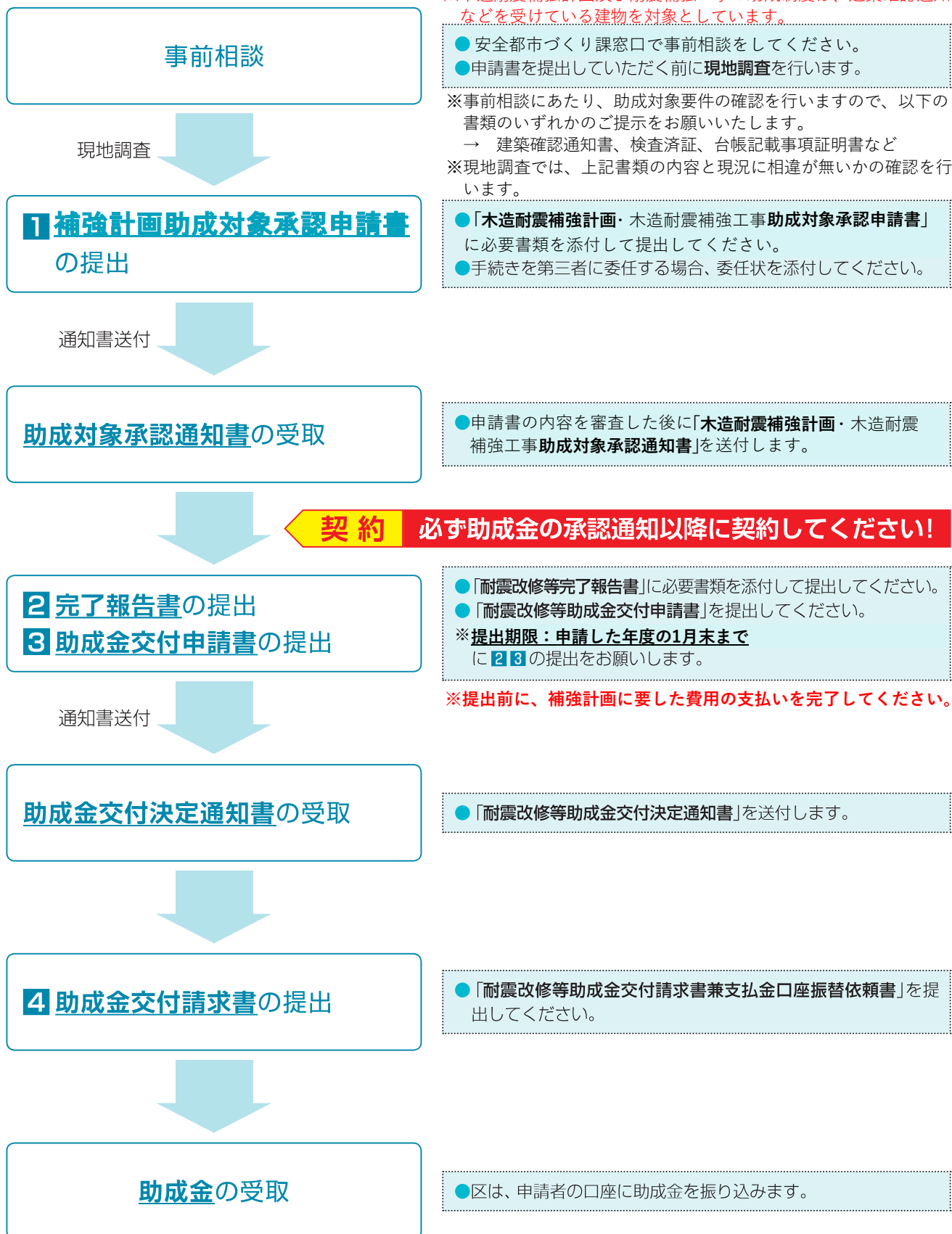
## 対象建築物

診断士を派遣する対象建築物は、江東区内にある次の要件をすべて満たす建築物です。

建物用途	木造住宅(戸建て住宅ほか、併用住宅、共同住宅、長屋も対象)
構造・階数	在来軸組構法、枠組壁工法、伝統的構法による木造の平屋建て又は2階建ての建物(混構造は対象外)(※)
建築時期	平成12年5月31日以前に建築された建築物(※)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者は対象建築物の所有者である個人とし、法人の場合は対象としません。</li> <li>●木造住宅耐震診断は、1住宅につき1回限りとします。</li> <li>●(※)構造と建築時期について、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された建築物については、在来軸組構法に限ります。</li> </ul>

無料木造住宅耐震診断は、対象建物について建築確認申請の有無を問いませんが、木造耐震補強計画及び耐震補強工事の費用助成をご利用される場合は、建築確認通知などを受けている建物を対象としています。

## 木造耐震補強計画の助成手続きの流れ



## 申請に必要な書類一式

申請書類の種類	添付書類
■1 木造耐震補強計画・木造耐震補強工事助成対象承認申請書 (別記第8号様式)	①建築確認通知書、検査済証又は台帳記載事項証明書のいずれかの写し (建築基準法制定(昭和25年)以前に建てられた建物はご相談ください) ②区に登録した診断士等(★)による耐震診断結果報告書(☆)の写し ③当該住宅の登記事項証明書若しくは権利を証明する書類又はその写し ④前年度の住民税(法人の場合は法人税)納税証明書又は非課税証明書 ⑤木造耐震補強計画の見積書又はその写し ⑥木造耐震補強計画を作成する者が区に登録した診断士等(★)であることを確認できる書類 ⑦建物所有者の同意書(共有者がいる場合) ⑧委任状(手続きを委任する場合に限る) ⑨その他、区長が必要と認める書類
■2 耐震改修等完了報告書 (別記第18号様式)	①木造耐震補強計画書(案内図、配置図、各階平面図、立面図、補強計画内容及び補強前後の上部構造耐力の評点が記載され、区に登録した診断士等(★)の記名押印のあるもの。) ②木造耐震補強計画費の支払額が証明できる書類 ③契約書又はその写し ④木造耐震補強計画に係る費用の明細書
■3 耐震改修等助成金交付申請書 (別記第19号様式)	●添付書類なし
■4 耐震改修等助成金交付請求書 兼支払金口座振替依頼書 (別記第21号様式)	①通帳の写し(支店名・口座番号及び名義人【漢字・フリガナ】がわかる頁)
その他 耐震改修等変更等承認申請書 (別記第14号様式)	①変更前、変更後の内容がわかる書類(図面等) ●申請内容に変更又は中止が発生した場合、速やかに報告書の提出をしてください。

※公的書類は3か月以内に発行された原本の提出をお願いいたします。

※木造耐震補強計画は、木造耐震診断を受けた翌年度以降でも申請は可能です。

その際は、区に登録した診断士等(★)による耐震診断結果報告書(☆)をご持参の上、窓口でご相談ください。

※原則として申請者が、申請から助成金の受取りまで行ってください。

(☆)耐震診断報告書…(一財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年改訂版)に基づく耐震診断結果(診断法は一般診断法または精密診断法のいずれも可とします。)

## 助成の内容

区に登録した診断士等(★)が実施する木造耐震補強計画に対して助成します。

助成対象費用	助成割合	助成限度額
木造耐震補強計画に要した費用の合計額	1/1	15万円

## 助成対象建築物

本パンフレット表紙に記載の要件のほか、次の要件を**すべて満たす建築物**です。

- ①区に登録した診断士等(★)による耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された住宅
- ②建築基準法に違反していないもの(建築基準法制定(昭和25年)以前に建てられた建物はご相談ください。)
- ③既にこの助成を受けていないこと(この助成制度は、1住宅につき1回限りとします。)

## 助成対象者

助成対象者は、次の要件を**すべて満たす方**を対象としています。

- ①助成対象住宅の所有者(個人または法人。法人の場合は中小企業(※)に限る。)
- ②前年度の住民税等を完納していること

(★)：区に登録した診断士等……区に登録した診断士のほか、東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所登録名簿に登録されている者または、(一財)日本建築防災協会の木造耐震診断資格者講習を修了した者など。(要相談)

(※)：中小企業……「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」第2条第2項に規定する大企業者を除きます。

## 木造耐震補強工事の助成手続きの流れ

※耐震補強工事の助成制度は、建築確認通知などを受けている建物を対象としています。

事前相談

- 安全都市づくり課窓口で事前相談をしてください。

※事前相談にあたり、助成対象要件の確認を行いますので、以下の書類のいずれかのご提示をお願いいたします。

→ 建築確認通知書、検査済証、台帳記載事項証明書など

※申請書を提出していただく前に、上記書類の内容と現況に相違が無いかの確認のために、現地調査を行う場合があります。

**5** 耐震補強工事助成対象承認申請書の提出

- 「木造耐震補強計画・木造耐震補強工事助成対象承認申請書」に必要書類を添付して提出してください。

- 手続きを第三者に委任する場合、委任状を添付してください。

通知書送付

助成対象承認通知書の受取

- 申請書の内容を審査した後に「木造耐震補強計画・木造耐震補強工事助成対象承認通知書」を送付します。

**契約** 必ず助成金の承認通知以降に契約してください!

**6** 着手報告書の提出

- 「木造耐震補強工事着手報告書」を**工事契約後速やかに**提出してください。

**中間検査** 現地において区職員による中間検査を行います

**7** 完了報告書の提出

- 「耐震改修等完了報告書」に必要書類を添付して提出してください。

**8** 助成金交付申請書の提出

- 「耐震改修等助成金交付申請書」を提出してください。

※提出期限：申請した年度の**1月末** ※提出前に、**工事費用の支**までに**7/8**の提出をお願いいたします。**払いを完了してください。**

通知書送付

**完了検査** 現地において区職員による完了検査を行います

助成金交付決定通知書の受取

- 「耐震改修等助成金交付決定通知書」を送付します。

**9** 助成金交付請求書の提出

- 「耐震改修等助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書」を提出してください。

助成金の受取

- 区は申請者の口座に助成金を振り込みます。

## 申請に必要な書類一式

申請書類の種類	添付書類
<b>5</b> 木造耐震補強計画・木造耐震補強工事助成対象承認申請書 (別記第8号様式)	① <b>1</b> の①～④に掲げた書類(同年度内に <b>1</b> の申請をした場合は不要) ② 木造耐震補強工事の見積書又はその写し ③ 工事監理を行う者が、区に登録した診断士等(★)であることが確認できる書類 ④ 木造耐震補強計画書 (P4参照) ⑤ 工事工程表 ⑥ 建物所有者の同意書 (共有者がいる場合) ⑦ 土地所有者の承認書 (借地の場合又は共有者がいる場合) ⑧ 高齢者世帯であることが証明できる書類 (住民票等) (ただし、※1 高齢者世帯の助成割合を適用する場合) ⑨ 委任状 (手続きを委任する場合に限る) ⑩ その他、区長が必要と認める書類
<b>6</b> 木造耐震補強工事着手報告書 (別記第12号様式)	① 木造耐震補強工事の契約書の写し ② 工事工程表
<b>7</b> 耐震改修等完了報告書 (別記第18号様式)	① 木造耐震補強工事後の図書(案内図、配置図、各階平面図及び立面図) ② 木造耐震補強工事費の支払額が証明できる書類 ③ 工事着工前、工事中、工事完了後の写真 ④ 契約書又はその写し ⑤ 木造耐震補強工事費の明細書 ⑥ 工事監理報告書
<b>8</b> 耐震改修等助成金交付申請書 (別記第19号様式)	● 添付書類なし
<b>9</b> 耐震改修等助成金交付請求書 兼支払金口座振替依頼書 (別記第21号様式)	① 通帳の写し(支店名・口座番号及び名義人【漢字・フリガナ】がわかる頁)
その他 耐震改修等変更等承認申請書 (別記第14号様式)	① 変更前、変更後の内容がわかる書類 ● 申請内容に変更又は中止が発生した場合、速やかに報告書の提出をしてください。

※公的書類は3か月以内に発行された原本の提出をお願いいたします。

※原則として申請者が、申請から助成金の受取りまで行ってください。

## 助成の内容

区に登録した診断士等(★)によって作成された木造耐震補強計画に基づいて、区に登録した診断士等が工事監理を行う耐震補強工事に対して助成します。

※助成対象建築物及び助成対象者の要件は木造耐震補強計画(P3～P4)と同様です。

助成対象費用	助成割合	助成限度額
耐震補強工事に要した費用	$\frac{1}{2}$ (※1 高齢者世帯は $\frac{2}{3}$ ) (※2 障害者等世帯は $\frac{10}{10}$ )	<b>150万円</b> ※1 高齢者世帯200万円 ※2 障害者等世帯300万円

※1 高齢者世帯とは……○申請日現在、満65歳以上の助成対象者が居住している世帯

○申請日現在、助成対象者の三親等内で満65歳以上の方が、助成対象建築物に助成対象者と同居している世帯

※2 障害者等世帯とは…○申請日現在、次の方のいずれかが居住している世帯

(身体障害者手帳の交付を受けている方、愛の手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、要介護認定または要支援認定を受けている方)

(★)：区に登録した診断士等……区に登録した診断士のほか、東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所登録名簿に登録されている者または、(一財)日本建築防災協会の木造耐震診断資格者講習を修了した者など。(要相談)

お問い合わせ先

江東区都市整備部 安全都市づくり課 安全都市づくり係

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号  
TEL: (03)3647-9764(直通) FAX: (03)3647-9009  
E-mail: antoshi@city.koto.lg.jp

